

議案第 8 2 号

特別職の職員の給料の特例に関する条例の制定について

特別職の職員の給料の特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 12 月 21 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

市長、副市長及び教育長の給料月額を一定の期間減額するため、この条例を制定しようとするものであります。

特別職の職員の給料の特例に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(市長の給料の特例)

第 1 条 平成 31 年 1 月から同年 3 月までに支給する市長の給料の月額については、特別職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 6 号)第 3 条及び附則第 6 項の規定にかかわらず、643,500 円とする。ただし、同条例第 8 条の規定により支給する退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、同条例第 3 条に定める給料の月額とする。

(副市長及び教育長の給料の特例)

第 2 条 平成 31 年 1 月に支給する副市長及び教育長の給料の月額については、特別職の職員の給与に関する条例第 3 条の規定にかかわらず、630,000 円とする。ただし、同条例第 8 条の規定により支給する退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、同条例第 3 条に定める給料の月額とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。